

熊本県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和元年（2019年）6月21日から令和元年（2019年）8月21日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）2月13日

熊本県監査委員 濱田 義之
 同 竹中 潮
 同 渕上 陽一
 同 前田 憲秀

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
知事公室 危機管理 防災課	<p>(公用車の毀損について)</p> <p>公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事故が2件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>事故直後の課内会議で事故の状況を説明し、公用車で出張する際の同乗者による安全確認等、改めて交通事故防止や交通法規の遵守について、職員への注意喚起を行うとともに、再発防止策として、次について徹底を図った。今後も、研修や会議等様々な機会を捉え、反復継続的に注意喚起を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各職員が自己の体調管理に十分留意し、体調不良時の運転は控える。 安全かつ効率的な出張となるよう、状況に応じて公共交通機関やタクシーを利用する。また、財産経営課の運転手付き公用車を活用する。
土木部 港湾課	<p>(港湾占用料の過徴収について)</p> <p>港湾占用料について、消費税を非課税とすべきところ誤って徴収している事案が285件発生している。</p> <p>出先機関及び関係市町に対して制度の周知を行うなど再発防止策を講じること。</p>	<p>再発防止のため、徴収チェックリストを作成し、7月に出先機関及び関係市町（権限移譲先）に対して適正徴収の実施や年度・担当者間での書面による確実な引継ぎの実施について周知徹底を図った。</p> <p>また、10月には、出先機関を対象とした港湾管理担当者会議において、適正徴収の実施等について再度、周知徹底を行った。</p> <p>今後も、毎年度行う研修等において定期・反復的に周知徹底を図り、誤徴収の再発防止に努める。</p> <p>なお、港湾占用料の過徴収金については、7月から返還を開始し、11月中旬までに全て（664,192円）の返還手続を完了した。</p>

土 木 部 住 宅 課	(委託契約の事務処理について) 県営住宅管理システム保守及び改修業務について、契約手続を行わないまま業者に業務を執行させ、翌年度に支払手続を行っている。 業務進行管理について組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。	予算に計上したソフト事業委託等について、①施行伺い ②支出負担行為日 ③契約書締結日 ④支払日等を記載する進行管理表を作成し、担当者・班長の間で処理状況を共有し、管理監督者によるチェックを強化することで、再発防止を図った。
----------------	---	---

監 査 対象機関	監査の結果に付した意見	意見に対する通知事項
総 務 部 総 務 厚 生 課	(職員の健康の維持増進に対する支援の強化及び快適な職場環境の整備等の推進について) 職員の長時間勤務等によるメンタルヘルス不調職員等が年々増加しており、職員や職場への手厚い支援が急務であるが、そのための支援体制や対策は十分とは言えず、職員の健康支援等に対するより効果的かつ予防的な体制の整備及び抜本的な対策の樹立が必要である。 精神科産業医の複数配置等による所属への支援や職場巡視、本庁及び出先機関での衛生委員会等によるより効果的な対策の樹立など、職員の健康状態の変化や職場環境等の実情に的確に対応できる支援体制を更に充実させ、効果的かつ予防的な取組を推進すること。	職員の健康管理の支援については、これまで「熊本県職員心とからだの健康管理指針」をもとにメンタルヘルス対策として、心の健康の保持増進（一次予防）、不調の早期発見・対応（二次予防）及び効果的・効率的な職場復帰支援（三次予防）を柱に体系的に取り組んでいる。 特に長時間勤務者に対しては、本人への産業医面接による保健指導や所属への文書による助言指導を行い健康障害防止の対策を講じている。 監査結果を受けて、先ず本年9月から長時間勤務者がいる所属を重点的に、産業医職場巡視を毎月実施するとともに、衛生委員会についてもタイムリーな課題をより効果的に対応できるよう、毎月開催している。 次に、総合的なメンタルヘルス対策を検討するために、9月2日に本庁産業医及び各保健所長で構成する産業医会議を開催し意見集約を行った。 現在、産業医会議での意見等を踏まえ、以下を重点項目として見据え、産業保健スタッフの体制強化等に向け所要の予算を要求している。 【今後の取組の重点項目】 ①産業医によるメンタルヘルス対策の充実 ②「セルフケア」「ラインケア」対策の更なる徹底 ③長時間勤務によるメンタルヘルス不調の防止徹底

		<p>具体的には、精神科産業医については、全庁的なメンタルヘルス対策を企画立案していくとともに、所属への支援等を手厚くしていくために、現在の本課所属1名から複数配置が可能となるよう所要の予算を要求中である。</p> <p>また、出先機関の産業医についても、1産業医1所属制を目指し、現在保健所長が兼務せざるを得ない、規模の大きい出先事業所へも新たに産業医を配置できるよう検討を行っている。</p> <p>さらに、出先機関の衛生委員会等を支援するとともに、東京事務所を含めて距離的・時間的に、本庁の健康サポートセンターでの相談を受けられない職員に対応するために、巡回健康づくり相談員（保健師）を配置し、出先機関への支援体制を充実していくことにしている。</p> <p>この他、メンタルヘルス不調を未然防止するために、職員自身のストレスケア能力の向上や、管理監督者による職場環境等の改善に資するための各種研修会を充実させていくとともに、長時間勤務者及び所属に対する産業医保健指導をさらに徹底していくことにしている。</p> <p>併せて、職員が安心して産業医等の健康相談を受けられるよう、個人情報保護の観点からの健康情報等取扱規程の整備などのソフト対策にも取り組むことにしている。</p> <p>「働き方改革」の流れに即し、産業医・産業保健機能の強化を図りながらメンタルヘルス対策等に取り組んでいく。</p>
--	--	--